

## 中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金の一時金等支給に関する Q A

○支給にあたってはどのような条件を満たす必要があるか。

- ・別紙「一時金等要件一覧」及び県の補助金交付要綱を参照。

○派遣会社等を通じての雇用や外国人労働者の雇用も補助対象となるか。

- ・支給要件を満たす者の雇用であれば補助対象として差し支えない。

○補助金返還が発生した場合、返還は職員を雇用した事業所が行うのか。

- ・職員を新規雇用した事業所が、その職員に対して一時金等を支給した場合に補助を行う制度であることから、補助を受けた事業所が返還義務を負う。
- ・ただし、職員から事業所に一時金等を返還させる内容の契約を労使間で締結することを妨げるものではない。

○新規雇用職員の法人内の他事業所への異動どのように扱うか。

- ・原則として雇用された事業所で1年以上の継続した勤務が必要。

(例1) A法人がB事業所とC事業所を運営 (B、Cともに補助対象事業所)

→雇用後1年以内にB事業所からC事業所へ異動した場合でも、一時金等の返還は不要

- ※ただし、市町村から事業所へ補助を行うことから、BとCの事業所が同一市町村内に所在する場合に限る。BとCがそれぞれ別市町村に所在する場合は、雇用後1年未満の異動であれば一時金等の返還が必要。

(例2) A法人がB事業所(補助対象事業所)とC事業所(補助対象外事業所)を運営

→雇用後1年以内にB事業所からC事業所へ異動した場合は、一時金等の返還が必要。

- ※中山間地域での人材を確保するという本補助金の目的を達成できないため

○現在事業所に勤務している者が退職して別事業所に雇用された場合はどのように扱うか。

- ・一時金等の支給要件として、以下に該当する場合は、前の事業所を退職した日の翌日から起算して3ヶ月を越えてから、新たな事業所に雇用される必要がある。

①前の事業所と新たな事業所が同一市町村内に所在する場合

②過去に勤務していた事業所に再度雇用される場合

③過去に勤務していた事業所と同じ法人が運営する他の事業所に雇用される場合

- ・なお、上記①～③は事業所のサービス種別を問わず適用される。例えば、通所介護事業所から訪問介護事業所や居宅介護支援事業所へ転職した場合であっても、上記①～③のいずれかに該当するのであれば、退職から3ヶ月を越える期間が必要になる。

○市町村が独自に実施する同様の事業により一時金等を受給した者は本補助金の対象となるか。

- ・本補助金は市町村独自事業による一時金等の支給を妨げるものではないため、本補助金と併行して支給しても差し支えない。
- ・ただし、本補助金を市町村独自事業の財源に充てることはできない。

○雇用予定の者が他の市町村で過去に一時金等の支給を受けているかどうか判断する方法はあるか。

- ・市町村から照会があれば、雇用予定の者が過去に支給を受けているかどうか確認を行えるように、県で本補助金による一時金等の支給を受けた者のリストを作成し、支給履歴を管理していく予定。

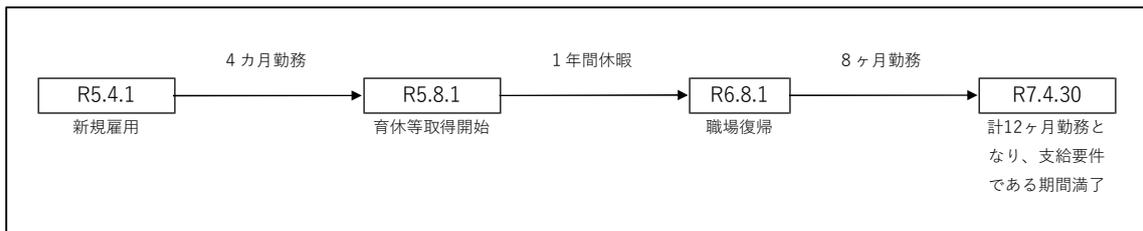
○新規雇用した職員が同一事業所内で他の業務（訪問介護事業所にあつては訪問介護サービス以外の業務、居宅介護支援事業所にあつては居宅介護支援サービス以外の業務）に従事することは可能か。

- ・「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成 11 年老企第 25 号）における「専ら従事すること」を要件としている。

○一時金等を支給した職員が雇用後 1 年以内に産休や育休等を取得した場合、休暇中の期間は支給要件にある雇用期間に合算できるか。

- ・産休や育休等の長期休暇期間は、支給要件にある雇用期間に合算せず、雇用開始の日から休暇中の期間を除き、1 年以上勤務を継続する必要がある。

(例)



○常勤・非常勤を問わず支給対象となるか。

- ・「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成 11 年老企第 25 号）における「常勤」であることを要件としている。

○転居に係る費用について、新規雇用職員の家族等の移動に伴う費用は補助対象となるか。

- ・旧住居から新住居への移動に係る費用（航空費用など）については、新規雇用職員本人のみ補助対象となり、家族等の分は対象としない。
- ・引越し業者に支払う費用等については、家族等の分も対象として差し支えない。

○転居に係る費用の補助額は実費ベースでの補助となるか。

- ・転居に係る費用の実費ベースでの補助となる。
- ・従って、県への実績報告時には引越し業者の領収書写しなど、転居等に要した金額が分かるものを提出すること。

○転居に伴い住民票の移動をしていない場合でも補助対象となるか。

- ・住民票の移動の有無は問わず、就労に伴い必要となる転居であった場合は、補助対象として差し支えない。

○新規雇用職員が1年以内に退職した場合、一時金だけでなく転居に係る費用も返還対象となるか。

- ・一時金だけでなく転居に係る費用も返還対象となる。